

胸腹部臓器の障害に係るアフターケアについての検討報告書（抜粋）
（平成17年12月12日「労災医療専門家会議報告書」）

1 尿路系障害における「腎機能検査」の取扱い

従来の「腎機能検査」には、腎クリアランスやP S Pの検査が認められているが、当該検査は、実施頻度が低く、血中の尿素窒素量等の確認が重要であることから、「血液一般・生化学検査」に包括することが適当である。

2 尿路系障害における「尿培養検査」の取扱い

現行の尿道狭さくに係るアフターケアの対象者も含め、残尿のため起炎菌が排除できず上部尿路感染を起こす危険があるため、尿検査には「尿培養検査も含む」と明記することが適当である。

3 呼吸器障害における「炎症反応（CRP）」の取扱い

気道感染や肺炎等の有無や程度を診断するため、「血液一般・炎症反応（CRPを含む）・生化学検査」を1年に2回程度実施することが適当である。